

2021（令和3）年度 人権施策審議会委員からの

問題提起・課題認識 ～答申作成にあたって～

1. ヤングケアラーの市民周知・施策検討について

2020（令和2）年12月、厚生労働省と文部科学省が協力して「ヤングケアラーの実態調査」を実施し、その結果を2021（令和3）年4月に発表している。①早期発見・把握、②支援策の充実、③社会的認知度の向上という三つの課題を提起しており、今後、具体的な取組が行政や学校に求められることが予想されている。そのため、ヤングケアラーの子どもたちを対象とした効果的な行政施策の検討を進める必要がある。

また、「ヤングケアラー」を行政用語として定着させ、行政職員や学校教職員はもとより、市民の理解を深めるため、その概念などについて啓発を進める必要がある。そうした取組により、市民の意識も高まり、負担や悩みを抱えた子どもたちの把握につながり、必要な支援策が見えてくるのではないかと考える。

2. 児童虐待について

2021（令和3）年3月、近隣自治体で虐待により子どもの命が奪われる事件が発生した。古賀市では乳児家庭全戸訪問事業を行っており、訪問率は98.9%（令和2年度）であった。1度の訪問で面会ができなければ、繰り返し訪問を行い、1か月間面会できなければ児童相談所に通告することのだが、それまでの間、訪問できていない残り1.1%の家庭で同じような事件を生まないよう、更にきめ細かな対応策を検討する必要がある。

（※2020（令和2）年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待の相談件数は20万5029件で、初めて20万件を超えたと厚生労働省が発表している。）

3. 子どもの居場所づくりについて

コロナ禍で「子どもの居場所づくり」の大切さを、あらためて考えさせられる子どもの声を聴いた。子どもたちは「人と人との関わり、直接会って話すことの大切さ」を学んでいる。

人との対話が大切だということを知り、自覚することにより、更に人とのつながりができていく。コロナ収束後も、大人たちが支援して、子どもの居場所づくりを続けていける体制が必要であり、従来の児童館や児童センターなどの居場所機能の継続、充実を引き続き検討していく必要がある。

4. 生活困窮者自立支援について

ひとり親世帯は、非正規雇用の就労割合が高く、コロナ禍の影響を最も早く、かつ厳しく受ける現実がある。子どもたちが通う学校が休校になったときに、仕事を休めたり在宅勤務できたりした保護者もいるが、非正規雇用の場合、仕事に就かなければ収入が得られない。低収入は、子どもに限らず保護者も含めた家族全体の健康面に影響を及ぼす。「子ども食堂」という施策や支援もあるが、それを利用することで差別や偏見に晒されることも決して少なくない。このような実態を把握できず、見過ごしてしまうことは、市民の命にかかわる問題にもつながる可能性がある。そういった事態にならないた

めにも、生活困窮者の的確な把握と、そういう市民に寄り添った行政支援を検討し実践していく必要がある。

5. 中高年の引きこもり問題について

8050問題は、これからますます重要な人権課題になると考えられるが、その実態を把握することは極めて困難である。特に中高年の引きこもり問題は、現状8050問題から9060問題へと変化してきており、ますます深刻な人権課題と認識しなければならない。したがって、これまで以上に市民に対し「非常に重要な問題」であるという理解を促す必要があり、具体的な解決策を検討したうえで施策を実行していく必要がある。また、施策を検討するにあたっては、行政の取組を啓発することのみに重点を置かず、取り組むに至った社会背景や行政としての課題認識と施策の必要性などを明確に示し、市民のこの問題に対する理解を促進することと併せて考える必要がある。

6. 性的マイノリティ支援について

2021（令和3）年7月1日から、古賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が運用開始されたものの、果たして行政職員や学校教職員をはじめ、市民にとって本制度がどれほど理解されているだろうか。つまり、この制度の真の目的でもある「性の多様性」に関する理解促進は進んでいるだろうか。あらゆる行政施策が「市民に理解されている」ということは、必要な施策が必要な市民に確実に届くという意味において、極めて重要である。そういったことから、当事者にとって安心できる制度でなければならないし、この制度が古賀市で育ち、成熟し、市民の方々の性の多様性に対する理解・認識をより一層深めていくためにも、効果的な周知・啓発方法を検討していく必要がある。また、災害発生時の避難所運営においても同様に、性的マイノリティ当事者の視点に立った配慮ある運営について検討していく必要がある。

7. 障がい者（児）支援について

障がいのある人が「何に困っているか」というのは、健康な人からは想像することしかできない。大人は言葉や行動、情報発信などの手段で周囲に伝えることができても、子どもにはそれができない場合がある。障がいのある当事者が根本的に困っていることに対する市民の理解を深めていくためには、当事者の立場に掘り下げた周知や行政施策を検討していく必要がある。

8. 高齢者支援について

2020（令和2）年度に実施された国勢調査（総務省統計局報告）によると、日本総人口の29%が65歳以上の高齢者である。平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景に高齢化社会は進んでおり、本市においても市内人口の27%が高齢者である。インターネットの普及により、経済・社会・生活のあらゆる場面での情報化が進む一方、スマートフォンをはじめとした新しいツールに慣れていない高齢者の方が、自身で新型コロナウイルスのワクチン接種予約ができないという事実があった。「誰ひとり取り残さない社会」の実現を念頭に、このような高齢者の現状に対する理解を深め、多角的視点から高齢者支援を検討していく必要がある。